

すてきな笑顔と花のまち

福 東神楽

2 2016
月号

NO. 617



特集 投票日2月7日(日) 東神楽町長選挙

東神楽町長選挙

投票日 2月7日(日)

任期満了による東神楽町長選挙が2月2日(火)に告示され、2月7日(日)に投票が行われます。
この選挙は私たちの町の未来を決める大切な選挙です。
有権者の皆さんは、このことを十分に認識され、選挙のルールを守り、自分の意志と判断で投票しましょう。

開票速報および開票結果

東神楽町長選挙の開票については、2月7日(日)午後8時45分から役場大会議室で行います。開票速報については、防災行政無線などで随時お知らせします。また、開票結果については確定次第お知らせします。

投票場所および開閉時間

投票区	投票所	投票所の開閉時間
第1投票区	ふれあい交流館	午前7時～午後8時
第2投票区	これっと総合体育館	午前7時～午後8時
第3投票区	忠栄地区公民館	午前7時～午後6時
第4投票区	志比内地区公民館	午前7時～午後5時

- ◆投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください(入場券に記載されている投票所以外は投票できません。)
- ◆入場券を忘れると確認作業に時間を要し、混雑することがあります。入場券は必ず持参してください。

※臨時バスの運行(第2投票所のみ)

投票日当日、次のとおり臨時バスを運行しますのでご利用ください(大人1回100円)。

聖台線	東神楽発	基線13号	基線8号	高台10号	東2線	高台6号	基線6号	公民館	高台13号	東神楽着
1	9:00	9:07	9:10	9:11	9:13	9:15	9:17	9:20	9:23	9:30
2	10:30	10:37	10:40	10:41	10:43	10:45	10:47	10:50	10:53	11:00

稲荷・八千代線	東神楽発	神社	公民館	八千代	畑中様前	八千代	公民館	ゴルフ場入口	三楽	神社	東神楽着
1	9:40	9:47	9:49	9:52	9:57	10:02	10:05	10:10	10:12	10:15	10:25
2	11:10	11:17	11:19	11:22	11:27	11:32	11:35	11:40	11:42	11:45	11:55

◆問い合わせ◆
東神楽町
選挙管理委員会
☎83-2111

【選挙人名簿】

今回の東神楽町長選挙における選挙登録の名簿の調製は次のとおりです。

■登録基準日・登録日

平成28年2月1日(月)

■縦覧期間

平成28年2月2日(火)

■登録要件

①住所(3か月以上在住)

平成27年11月1日までに住民登録をしている方

②年齢(満20歳)

平成28年2月8日までに生まれた方

【投票できる人】

日本国民であるほか、次の条件が必要で

す。

①平成28年2月8日までに生まれた方(満20歳以上の方)

②平成27年11月1日までに本町の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有している方

※平成27年11月2日以降に東神楽町へ転入の届け出をした方は、3か月以上の住所要件を満たしていないため、東神楽町選挙人名簿に登録されていません。また、転出された方については選挙権がありません。

【選挙権がない方】

- 次に該当する方は、選挙権がありません。
- ・受刑中および仮出獄中の者
- ・選挙違反によって刑の執行猶予中の者
- ・選挙権停止中の者

期日前投票・不在者投票

選挙の投票日当日に外出や旅行、出張、冠婚葬祭、病気などで投票所で投票できない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前投票をされる方は、投票所入場券を持参のうえ、次の期間内に投票してください。

また、指定施設（北海道選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設）に入院、入所されている場合に当該施設で行う不在者投票や、他市町村の選挙管理委員会で行う不在者投票、郵便による不在者投票もできます（新たに郵便による不在者投票を希望される方は事前に手続きが必要です）。

詳しくは、選挙管理委員会（☎83-2111）までお問い合わせください。



期日前投票および不在者投票ができる期間・場所

期 間	2月3日(水)～6日(土)
時 間	午前8時30分～午後8時
場 所	役場庁舎1階ホール 期日前投票所

期 日 前 投 票 と は

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票は、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができ、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

不 在 者 投 票 と は

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などを行っている方などは、その施設内で不在者投票ができます。

投票所入場券裏面に期日前投票宣誓書兼請求書が付きます

<入場券うら面>

○期日前投票【2月3日(水)～2月6日(土)】

時間：午前8時30分～午後8時

場所：役場庁舎1階ホール 期日前投票所

○期日前投票をされる方は、以下を自署して持参ください。

期日前投票宣誓書兼請求書

私は、東神楽町長選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から5のいずれかに○を付して下さい。

1 仕事等による場合	3 病気等による場合
2 外出等による場合	4 離島居住等による場合
	5 住所移転による場合

上記は、真実であることを誓い、併せて投票用紙を請求します。

平成 年 月 日

東神楽町選挙管理委員会委員長 様

氏 名 (自 署)	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現 住 所 (表住所と異なる場合のみ)	

これまでの期日前投票では、期日前投票所の窓口で期日前投票宣誓書兼請求書（以下「宣誓書」）を記載していただいていたおりましたが、今回の選挙から、選挙人の方に郵送される入場券の裏面に宣誓書が印刷されます。入場券に記載の選挙人が、あらかじめ、宣誓書を自署して、期日前投票所に持参することで、期日前投票所の窓口での記載が不要となります。なお、選挙日当日に投票される方は、宣誓書の記載は不要です。

投票日当日に投票できない事由の番号に「○」を付してください。

期日前投票をする日を記載してください。
※記載日を記載しないでください。

本人の氏名および生年月日を記載してください。
現住所がおもて面の住所と違う場合のみ記載してください。
※現住所がおもて面の住所と同じ場合は記載不要です。

景観の届出制度について

大雪山の自然の恵みが息づく 花のまち

～雄大な山並みを望む空の玄関口 水・みどり・花で育む田園景観づくり～

花のまち景観計画

町では、昨年12月に『東神楽町花のまち景観づくり条例』を制定し、1月1日から道内で16番目の景観行政団体となりました。

本号と次号では、今年4月1日から施行する『東神楽町花のまち景観計画』と景観法に基づく届出制度についてお知らせします。

東神楽町は、広々とした平地と高低差のある高台、遠景には大雪山や十勝岳連峰の山々、天然林、人工林が広がる森林や丘陵地といった地理的、地形的に多様な景観が存在し、自然や文化、暮らしや農業の営みが深く関わって美しい景観が生み出されています。

『花のまち景観計画』では、私たちみんなが共有できる景観まちづくりの基本理念を掲げました。

町民・事業者・行政が一体となり、景観を『守る』『創る』『育む』『整える』という関わり方で、みんなで景観まちづくりを進めていきましょう。

景観法に基づく届出制度

町では、基本理念に基づき、現在の東神楽町の多様な景観を守っていく観点から、一定規模以上の建築物、工作物、開発行為などについて新築、増改築などの行為を行う場合、事前に町に届出を行う制度を開始します。

■届出が必要な場合

〈建築物〉

- ・建築物の高さが10mを超える
- ・建築物の延べ面積が100㎡を超える

- ・先記の規模の建築物を新築・増改築する、外観を変更する場合

〈工作物〉

- ・柵・塀・擁壁などで高さが3mを超える
- ・鉄塔、看板などで高さが10mを超える

- ・貯水タンク、ガスタンクなどで築造面積が100㎡を超える

- ・先記の規模の工作物を新築・増改築する、外観を変更する場合

〈その他〉

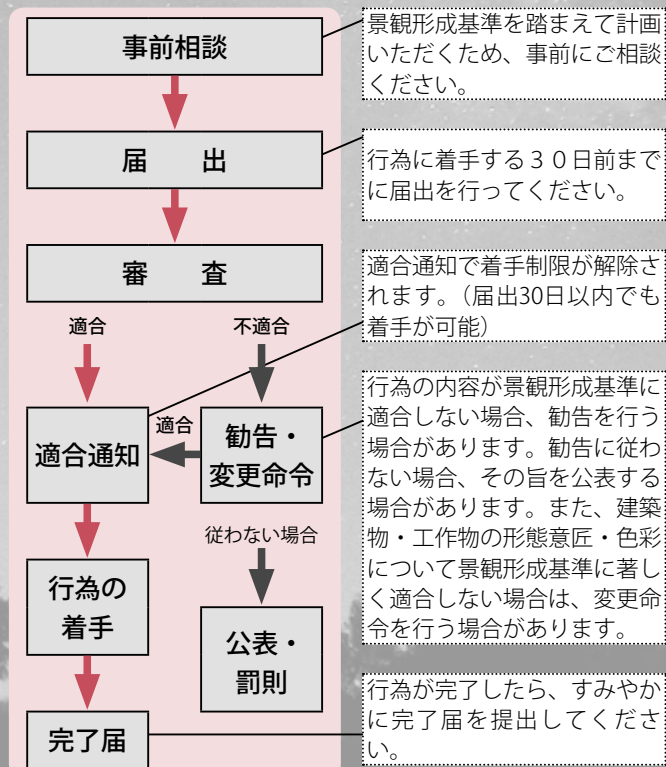
- ・1000㎡を超える土地の造成（開発行為）などを行う場合

- ・土石や廃棄物などを高さ3mかつ1000㎡を超え、30日以上堆積する場合

■届出に必要な書類

- ①景観計画区域内行為等届出書（別記様式第1号）
- ②景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第4号）
- ③添付図書（位置図、配置図、平面図、彩色された2面以上の立面図、現況写真など）

■届出の流れ



【ミニコーナー】

次のような場合、届出が必要です。

- ・延べ面積120㎡の戸建て住宅を新築する場合
- ・延べ面積110㎡の住宅のリフォームで、外壁の色を変更する場合
- ・農地の周辺に高さ3.2mの風除けの塀を設置する場合

届出制度に関するご質問は、建設水道課（☎83-5414）までお問い合わせください。

臨時職員募集

東神楽町では、平成28年4月から勤務する臨時職員を次のとおり募集します

- 勤務期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間
- 応募方法 町内各施設（※）に設置の指定履歴書に必要事項および希望する職種を記入のうえ、2月12日（金）までに総務課宛に提出してください。【必着、郵送可】
（資格が必要な職種に応募する場合は、資格を証明する書類の写しも併せて提出してください）
履歴書様式は町HPからのダウンロードも可能です。
履歴書様式の送付を希望する場合は、封筒の表に自分の住所と氏名を書き、120円分の切手を貼った返信用の角2封筒を必ず同封し、総務課宛て郵送請求してください。

（※）履歴書設置の町内施設

役場総務課、総合福祉会館、これっと総合体育館、
ぱれっと、子ども発達支援センター、図書館、ふれあい交流館

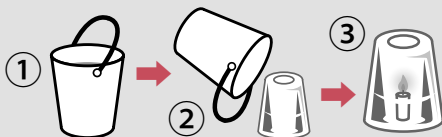
- 試験等 履歴書により選考した後、面接を実施します。
- 問い合わせ ・応募方法等に関すること：総務課 ☎83-2112まで
・仕事内容に関すること：次に記載のそれぞれの担当部署まで

募集職種	勤務場所	資格	人数	勤務日など	勤務時間	賃金 (時間額)	担当
保育士	子育て支援センター 保育園など	保育士	若干名	週5日	実働8時間 (7:30～18:30)	950円	こども未来課 ☎83-5423
保育士 (療育指導員)	子ども発達支援 センター	保育士または 特別支援学校教諭	1名	週5日	実働7.5時間 (8:30～17:00)	950円	こども未来課 子ども発達支援センター ☎83-2996
看護師	中央保育園	看護師	1名	週5日	実働8時間 (7:30～18:30)	1250円	こども未来課 中央保育園 ☎83-3769

アイスキャンドルをともそう★

アイスキャンドルの作り方

■用意するもの…ポリバケツ



①ポリバケツに水を8分目程度入れ、屋外に置く。

※水を入れ過ぎるとバケツが割れてしまいます。また、バケツを雪のうえなど、柔らかい場所に置くと、底のほうが膨らんでバケツが割れてしまいます。

②バケツ内部の水が、周りから2cmくらい凍ったところでひっくり返して取り出し、上の部分に穴を開け、中の水を捨てる。

③ろうそくをともして完成。



みなさんもアイスキャンドルを作りませんか？

『ウィンターフェスティバル 雪あかり2016』の開催期間にあわせて、2月13日(土)、午後5時から自宅前でアイスキャンドルを一斉にともしてみませんか。このアイスキャンドルの一斉点灯に参加される方には、ろうそくを1世帯に10本まで差し上げます。ろうそくは、2月12日(金)まで、総合福祉会館 ☎83-5407 とふれあい交流館 ☎83-3741 でお渡しします。数に限りがありますので、ご希望の方はお早めにお越しください。

※ただし、福祉会館には休館日がありますのでご注意ください。

■問い合わせ 地域の元気づくり課（ふれあい交流館） ☎83-3741

※在庫の有無は、各施設に直接お問い合わせください。

「冬のあかり」の写真を募集します！

ろうそくを配布した皆さんには、一斉点灯期間中などに、ご自宅で作製されたアイスキャンドルの写真撮影をお願いしています。また、ご自宅のイルミネーションや『ウィンターサーカス』会場のあかりなど、『冬のあかり』をテーマとした写真もあわせてお願いしています。撮影していただいた写真は、2月29日（月）までに、ふれあい交流館または総合福祉会館へお持ちください。東神楽町図書館展示ギャラリーにおいて展示します。



確定申告は

期間内にお早めに

確定申告は3月15日(火)まで

役場でも 確定申告を受け付けています

■開設期間

還付申告 1月20日(水)～3月15日(火)

確定申告 2月16日(火)～3月15日(火)

(土・日、祝日および2月18日(木)を除きます。)

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※申告書の作成には時間がかかるため、長時間お待ちをすることがありますのでご了承ください。

■開設時間 午前9時～午後5時

(受付終了：午後4時30分)

※2月22日(月)、23日(火)は、夜間受付を行いますのでご利用ください。(開設時間：午後6時～午後8時)

(受付終了：午後7時45分)

ふれあい交流館でも 確定申告の臨時受付を行います

■開設日 2月18日(木)

■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了：午後4時30分)

■会場 ふれあい交流館 会議室1

※2月18日(木)は、役場での受付はしてありませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの(主なもの)

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金等の源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額の確認できるもの(主なもの)

- ・医療費控除…医療費の領収書など(病院、薬局、人ごとに整理が必要です)
- ・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など
- ・生命保険料控除…支払額などの証明書
- ・地震保険料控除…支払額などの証明書
- ・寄附金控除…寄附の受領書
- ・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③印鑑

④口座番号を確認できるもの(還付がある方)

確定申告をすることで 税金の還付が受けられます

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより税金が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下である場合(一定額は、所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります)。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている場合を除く)などを受けられる場合(給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得(退職所得を除く)についても申告が必要です)。

③年の途中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合(源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合)。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

確定申告の必要がない場合

※住宅借入金等特別控除等の税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。

旭川北洋ビルで確定申告の受付を行います

旭川東税務署では、確定申告会場を「旭川北洋ビル 9階（旭川市4条通9丁目）」に開設します。

※税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していませんので、ご注意願います。

○開設期間：2月1日(月)～3月15日(火)
(土・日曜日、祝日を除きます。)

○開設時間：午前9時～午後5時
(受付終了：午後4時)

※申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※申告書を作成済の方は、旭川東税務署へ郵送等により提出をお願いします。

○詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）へ

※自動音声でのご案内となります。

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

所得税および復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』まで
確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』まで

※操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）まで

事業主の方へ

法定調書提出期限は2月1日(月)です

法定調書は平成27年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は2月1日(月)です。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、それぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 ☎83—2119

広報用の写真撮影にご理解とご協力を

町では、広報誌などの発行や記録のためにイベントなどさまざまな場面で取材、写真撮影を行っています。

担当職員が取材、写真撮影を行う時は『東神楽町』と書かれた腕章を着用しています。

撮影した写真の中には、個人を特定できるものもありますが、町の発行物（広報誌・パンフレットなど）やホームページ、フェイスブック、報道提供用に活用するなど、公共的な目的以外で利用することは一切ありません。

町の情報発信をしていくためにも、取材、写真撮影は必要不可欠です。今後も皆様のご理解とご協力をお願いします。



広報紙

東神楽町では、スマートフォン、タブレット端末などから広報を見ることが出来るアプリケーション「i広報紙」を活用した広報紙の配信を行っています。アプリをダウンロードしていただき、お気に入りに「東神楽町」を設定いただくと、毎月発行日にスマホやタブレットに最新号が配信されます。ぜひ、ご活用ください。



ウィンターフェスティバル 雪あかり2016

2016.02.13.sat.am10:00 ~ pm6:15
ふれあい交流館・ひじり野公園特設会場



ひじり野公園

スノーバナナ乗り
(10:30 ~ 14:30)

チャレンジ雪合戦
(13:00 ~ 14:00)

冬の打ち上げ花火
(18:00 ~ 18:15)



ジャンボかるた取り
(11:00 ~ 12:00)

羽子板トーナメント
(12:00 ~ 12:50)

ダンスイベント等
(13:00 ~ 13:30)

スマホ早打ちチャレンジ
※中学生対象
(14:00 ~ 14:30)

未成年の主張
(14:30 ~ 15:00)

お菓子まき
(15:00 ~ 15:30)

東神酔華の舞演舞
(17:00 ~ 17:30)

屋外特設ステージ

各種縁日・模擬店
(10:00 ~ 18:00)

国際交流ブース
(10:00 ~ 18:00)

小雪像づくりコンテスト
(10:00 ~ 12:00)

ココア・甘酒無料提供
(13:00 ~ 18:00) ※無くなり次第終了

屋外特設会場

※天候状況により一部内容時間帯など変更する場合がありますのでご了承ください。

ふれあい交流館

もちつき体験
(11:00 ~ 13:00)

羊毛フェルト体験会
(10:00 ~ 16:00)
※材料が無くなり次第終了

真冬に真夏の
ウクレレ&フラダンス。

そして
クラシックギター演奏会
(15:30 ~ 17:00)



臨時送迎バス運行します。ご利用ください。



会場には限りがありますので、次の駐車場もご利用ください。
スーパーセンターベストム様駐車場、東聖小学校体育館側駐車場、
東聖ひじり野地区地域世代交流センター駐車場

主催 雪あかり実行委員会・東神楽町
共催 東聖地区公民館、ひじり野地区活性化実行委員会
中央地区公民館、東神楽消費者協会、東神楽町観光協会
お問い合わせ 東神楽町産業振興課 ☎0166-83-2114

平成26年度

大雪地区広域連合

決算の概要

【一般会計】

平成26年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始し11年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

平成24年3月に策定した第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）に計上された要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みながら地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。

介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第6段階である標準的な年額保険料を6万1200円（月額

5100円）としています。

平成26年度末現在の介護給付費準備基金は483万円となり、介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

【国民健康保険特別会計】

国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができるよう関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ保険料を決定しました。

療養給付費（費用額ベース）は、28億2499万円となり、3億6347万円の余剰金が発生しました。これは、医療費全体で予算額を下回ったことなどによ

るものです。

平成26年度末現在の財政調整基金は4320万円となり、今後の国保財政安定化に向けた財源として活用します。

【後期高齢者医療特別会計】

平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度がスタートしています。北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は41億2660万円となっています。

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

平成27年12月に行われた第4回大雪地区広域連合議会定例会で、平成26年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	10億9543万円	10億9234万円	309万円
介護保険特別会計	28億8838万円	28億3946万円	4892万円
国民健康保険特別会計	40億3633万円	36億7286万円	3億6347万円
後期高齢者医療特別会計	7億1800万円	6億4663万円	7137万円
合計	87億3814万円	82億5129万円	4億8685万円

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり		62万5966円
一人あたり	全 体	33万2782円
	前期高齢者	48万 712円

介護給付費の状況

区 分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	14億4171万円	1163人	10万3304円
施設介護サービス等給付費	12億8320万円	346人	30万9057円
合 計	27億2491万円	1509人	15万 481円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医 療 費 総 額	41億2660万円
受 給 者 数	4627人
一人当たりの医療費	89万1852円

保険料収納状況（現年分）

区 分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	4億9121万円	4億8935万円	0	186万円	99.62%
国民健康保険料	9億1668万円	8億8799万円	0	2869万円	96.87%
後期高齢者医療保険料	2億3029万円	2億2963万円	0	66万円	99.72%

第4回町議会定例会



【議案第1号】平成27年度東神楽町一般会計補正予算（第6号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5105万4000円を追加し、予算総額は54億8262万円になりました。

【議案第2号】平成27年度国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算（第3号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれの総額は補正せず、予算総額は1億7349万6000円のままです。

【議案第3号】平成27年度東神楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ174万9000円を減額し、2億9287万7000円となりました。

【議案第4号】平成27年度東神楽町水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正は、収益的収入を279万2000円を減額し、収入の総額を1億5362万6000円に、収益的支出を176万2000円を減額し、支出の総額を1億7797万8000円とするとともに資本的収入を10万2000円を減

12月4日に召集され、会期3日間で開催された平成27年第4回町議会定例会。一般町行政・教育行政の概況報告、定期監査の結果報告などが行われたほか、平成27年度の各会計補正予算案、関連条例案などが提出されました。一般質問では、6名の議員から質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、10日に閉会しました。

額し、収入の総額を4446万円に資本的支出を82万7000円減額し、支出の総額は9138万9000円となりました。

【議案第5号】東神楽町花のまち景観づくり条例の制定

この条例は、東神楽らしい景観づくりに関し、基本理念を定め、各種関係者の責務を明確にし、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定するものです。

【議案第6号】東神楽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

これは、期末手当に係る基礎数値の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第7号】東神楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

これは、学校運営協議会委員の項目が増えたことと、文言の一部を変更することに伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第8号】東神楽町特別職職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例

これは、期末手当に係る割合の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第9号】東神楽町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

これは、期末手当に係る割合の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第10号】職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これは、勤勉手当に係る割合の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第11号】東神楽町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に
関し必要な事項を定めたものです。

【議案第12号】東神楽町表彰条例の一部を

改正する条例

これは、賞の種類を4種から3種に変更するなどの文言の改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

【議案第13号】東神楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例

これは、協議会の人数を12人から25人に改めたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

【議案第14号】東神楽町税条例等の一部を改正する条例

これは、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割方法を変更したことに伴い条例の一部を改正するものです。

【議案第15号】定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結の件

これは、広域観光のネットワーク化と防災体制の整備について協定の一部を変更し締結したものです。

【同意第1号】東神楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

▼氏名 飯塚 薫

▼住所 東神楽町14号南8番地

【発案第1号】意見書案
意見書案第8号：介護報酬の「引上げ」再改定を求める意見書を提出するものです。

【閉会中の継続審査及び調査申出の件】
総務厚生常任委員会、文教産業常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会および議会運営委員会において、それぞれ閉会中に所管事務の継続調査を行うことを承認しました。

平成27年度定期監査結果報告に対する措置について

【指摘事項1】 町税などの収納対策について

町税、使用料、負担金などの収納対策については、税務課およびそれぞれの賦課担当課による電話催告、収納対策会議による情報の共有化、困難事例などについては、担当課による徴収協力の確認を行うなど、協力体制を整えることにより収納の成果を上げており滞納繰越額は減少傾向にあることに對し敬意を表します。

しかしながら、平成26年度末で1億1955万円と多額の滞納繰越がなされています。

特に、町税は自主財源の根幹であることから、税収確保と適正・公平な税負担を求めることは極めて重要であると思われますので、引き続き滞納整理と新たな滞納の発生防止に努められることを期待します。

【措置（税務課）】

収納対策につきましては、関係各課との連携強化を図りながら、新たな滞納の発生防止に重点を置き、未納者への電話催告や催告書の送付などで自主納付を促すとともに、納期内での納付が困難な方に対しては分割納付の相談なども行っておりま

す。また、日中お仕事の都合などで相談に訪れることができない方に対しては、夜間の納付相談を行うなど相談機会の確保にも努めております。

滞納となった町税につきましては、納税者個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、自動車の差押えなど

の措置を執行しております。さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収の強化を図っております。

【指摘事項2】 教職員住宅の整備について

使用料、負担金などにつきましては、利用者負担の公平・公正化を保つため、訴訟も視野に入れ、適切かつ効果的な徴収対策に努めております。

今後、税収確保と適正・公平な税負担や利用者負担を求め、収納対策を実施してまいります。

当町の小中学校に教職員住宅が用意されています。しかし、一部補修などがなされたものもありますが、いずれも老朽化が進行しています。

また、最近の教職員の住居事情は、自宅、公営住宅、民間賃貸住宅など、多様化していることで、空家になっ

ているものや、一般住民が入居しているものも見受けられます。このことは、教職員住宅があっても老朽化しているため入居希望がないのか、他に住居があっても入居の必要がないのか、いずれにしても教職員住宅の需要が減少していることが考えられます。

従来は、学校管理などの見地から学校敷地内に校長、教頭住宅が整備されてきた経緯があると聞きましたが、昨今はセキュリティの面でも進歩してきていることや、時代の変化による事情から、その必要性は薄らいできているのではないかと思われます。

一方、老朽化の程度が進んでいることから、補修、修繕または、建替えなど、いずれにしても相当額の経費が見込まれます。

上記の事情を踏まえ、学校敷地内の教員住宅の必要性、更には教職員住宅自体の必要性についても再検討すべき課題であると考えます。

【措置（教育推進課）】

教職員住宅の整備につきましては、老朽化が進行している教職員住宅が多く、大規模な改修が必要な教職員住宅については、計画的に廃止していく方向で進めているところであります。

教職員の居住先については、一部管理職を除き、賃貸住宅等への居住や自宅からの通勤も認めているところであります。

良好な状態で使用できる教職員住宅については、引き続き居住していただき、空家などにならないように努めてまいります。

【指摘事項3】 各種資料等について

各課から提出された資料や業務説明から、業務は適正に執行されているものと認められます。

しかし、資料の一部に計算ミスによる修正があったり、資料内に不十分なデータが記載されていて、差し替え、修正が見受けられました。

監査資料に限らず、全ての予算執行の状況や結果の表示は正確性が求められるのは当然のことです。誤謬や不備はあり得るという前提で、チェック体制を強化することが必要と考えます。

【措置（総務課）】

書類の不備などにつきましては、仕事の仕組みやスケジュール管理も勘案しながら、チェック体制を整え、適正な事務処理を行います。

議会を傍聴しませんか

議会は、どなたでも傍聴することができます。

議場入口にある傍聴者名簿に住所・氏名をご記入のうえ中にお入りください。

※議事の進行状況により、日程が変わる場合がありますので事前に議会事務局までお問い合わせください。

【傍聴の注意】

- ・録音機やカメラ、ビデオなどの持ち込みはご遠慮ください。
- ・議事を妨害するような行為は慎むようお願いします。
- ・喫煙や飲食はできません。

問い合わせ 東神楽町議会事務局 ☎ 83-5410

「実」

際に見ると楽しさが伝わると思うので当日はぜひ町民の皆さんに応援に来てもらいたいです。そう話すのは、2月11日に東神楽町で初めて開催される『クロススカントリースキー第1回ナイターズプリント』で大会実行委員長を務める小足幸久さん。クロススカントリースキーは、スキー競技の中で最も歴史が古いものと言われており、平地や起伏のある決められたコースを滑りタイムを競うものです。

小足さんには4人のお子さんがおり、3人がクロススカントリースキーを経験。うち一人は、バイアスロンの強化指定選手として活躍しています。

子どもたちが始めたきっかけは、冬にできる競技として小学校の先生に勧められたからだそうです。「私は農業をしているので、野球やサッカーなど夏場がメインのスポーツは時間がなく応援できません。クロススカントリースキーなら、時間をとりやすい冬場がメインなので子どもたちと一緒に競技に取り組みたいと思いました」と話します。

しかし、小学校低学年の頃の子どもたちは、あまり熱心に取り組んでなかったと話します。「うまく滑れず楽しくなかったのでしょう。高学年になり、コツを掴んで滑れるようになってからは楽しそうに取り組んでいました」と嬉しそうに話します。

全道各地で開催される大会や全国大会に付き添いを通じ小足さんのなかで「お邪魔させてもらってばかりで申し訳ない」という気持ちが強くなってきたと言います。

そこで昨年の10月から、少年団の父兄たちと大会の開催に向け準備を始めたそうです。「大会開催に必要な資材の調達など初めてのことでばかりで戸惑いも多くありました。また、どういった大会にしたいかなど、父兄それぞれに熱い思いがあったので意見をまとめることに苦労しましたが、一度決まると皆が協力してくれ、ここまでくることができました」と感謝の言葉を口にします。

また、開催にあたっては町内の多くの企業が協賛金という形で協力をしてくれました。「皆さんとても好意的で温かい町だなと改めて思いました」。

間近に迫ってきたナイターズプリント。近郊には現在120人ほどの子どもたちがクロススカントリースキーを楽しんでいるそうですが、その内、90人以上が今回の大会に参加します。「こんなに多くの子どもへの参加があるとは思っていませんでしたので率直に嬉しいです。準備にも一層力が入ります」と驚きを隠しきれない様子。

見どころについて小足さんは「夜にやることでしょか。義経公園にはナイター設備が完備されているのでやることができます。また、全長900mのコースすべてが見渡せる大会というの他にありません。選手たちがどのように滑り競い合っているのかがよく見えると思います」と自信を見せます。「多くの人が応援に来てくださると参加する子どもたちの励みになります。ぜひ、少しでも興味が湧いたら来てくださーい」と小足さんは呼びかけました。

INTERVIEW

今月の花咲く話題
子どもたちが
楽しめる大会にしたい

2016
2.11
開会式 15:30
競技開始 16:00
@義経公園
グラウンド
皆さんの観覧
声援をお願いします！
搾りたてのホットミ
ルク、コーンスープを用
意しています。
大会終了後に餅まきを行
います。

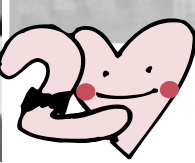
主催：東神楽クロススカントリースキー大会実行委員会
共催：東神楽町教育委員会

プロフィール

こあし ゆきひさ
小足 幸久 さん
1964年生まれ 51歳
東神楽クロススカントリースキー大会
実行委員長
JA東神楽クリーンライス研究会
副会長
趣味：オートバイ整備



主任言語聴覚士 熊田 広樹



笑顔で新たな門出

平成 28 年成人式



1月10日、総合福祉会館において平成28年の成人式が行われ、新たに大人の仲間入りを果たした84人が祝福を受けました。会場には、色とりどりの晴れ着や袴、真新しいスーツに身を包んだ新成人が集まり、笑顔で久しぶりに再会した友人と近況報告などをしていました。

式典では、新しい門出を祝う来賓からの祝辞の後、新成人を代表して畑本憲広さんが誓いのことばを、山岡菜以さんが山本町長から記念品を受け取り、佐伯凌太郎さんがお礼のことばを述べました。

式典終了後に行われた交流会では、中学時代の恩師が駆けつけ、教え子たちへお祝いの言葉を伝えたり、軽食をとりながら友人との会話を楽しんだりしました。決意を新たにした新成人の希望に満ちた笑顔に会場は温かい雰囲気になりました。



北と南の友達づくり

長島町・東神楽町少年交流事業

づくりのテーマが縁で始まった相互の交流。昨年の8月には、東神楽の子どもたちが長島町を訪問し友好を深めました。滞在中子どもたちは、木工クラフト作り、東神楽の子どもたちとの交流やホームステイなどを楽しみました。帰りには、見送りに来た東神楽の子どもと再会を約束する姿も見られました。



長島町（鹿児島県）の子どもたち20人が北海道の冬の体験を目的に12月25日～28日の3泊4日の日程で本町を訪れました。『花のまち』という共通したまち

東神楽の発展を願う

新年交礼会

が出席しました。例年通り新年のあいさつを交わすとともに、鏡開きや商工会抽選会などが行われ盛会に終りました。



町、町農業協同組合、町商工会の三者共催の新年交礼会が1月8日、総合あ福祉会館において開催され、関係者約100人



魅力あるまちづくりを目指して

まちづくり講演会

の大野剛志准教授がそれぞれ地域力を高めるために必要な要素などについて講演。参加者は、講師の話に真剣に耳を傾け、これからのまちづくりについて考えていました。



1月21日、ふれあい交流館においてまちづくり講演会が開催され、町民ら約80人が出席しました。第1部では、首都大学東京の山下祐介准教授が、第2部では、旭川大学

災害のない1年を願って

東神楽消防団出初式

援に伝えていました。新たな年の始まりに、災害のないまちへの誓いを新たにした消防団員の方々の行進する姿に、予防に対する固い決意が感じ取られる式となりました。



1月5日、新春恒例の東神楽消防団出初式が行われました。役場前を出発し、総合福祉会館までのコースを、女性団員、各地区の団員は隊列を組み堂々と行進し、沿道の声



『にこにこサロン』

これと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達つくりの場として開放しています。

場 これと①・②
ぱれっと①・③

①【平 日】午前9時30分～

②【毎週火・木】午後2時～4時

③【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

『わくわく教室』

日 3日(水)午前10時～11時30分
これと

対 0歳～就学前児と保護者

内 豆まき会

持 着替え、抱っこひも（必要な方）

申 2月1日(月)午前中まで、
こども未来課まで

『子育て教育相談』

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

日 5日(金)午前9時30分～

場 ぱれっと 11時30分

内 子育て支援センターの先生
がお話してくれます。

≪ 2月の予定

5 3

『乳幼児健診』個

日 17日(水)12時45分～

場 ふれあい交流館 午後1時30分

対 8か月～10か月児

内 計測、問診、小児科診察、
保健・歯科・栄養相談、子育て相談

持 母子手帳、子育てサポート
ファイル『えんじん』

『にこにこサロン★志比内』

日 18日(木)午後1時5分～

場 志比内小学校 2時10分

対 0歳～就学前児と保護者

申 志比内地区以外で参加される方は、事前に『ぱれっと』までご連絡ください。

『子宮・乳がん・骨検診』

日 ①16日(火) ②29日(月)

場 旭川がん検診センター
送迎バスを運行します

他 役場前 午前8時～午後1時
あい交流館前 午前8時～午後15分

申 検診日の1週間前までに健康ふくし課健康グループ(☎83-5431)まで

お問い合わせ

☐ 囲みの行事については
健康ふくし課健康グループ ☎83-5431
その他の行事については
こども未来課
子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

子育てコラム

『自分から出たものが
自分に返ってくる』

職場でもプライベートの付き合いでも、大人同士の間では、すぐイライラする人は軽く見られます。すぐに声をあらだてたり感情的な言い方をしたりする人は、なおさらです。

そういう人がいくら口で立派なことを言っても、周りの人は言うことを聞きません。たとえその場では従うように見えても、面従腹背で、その人がいないところではまったく別の行動になるのです。

これは大人と子どもの間でも同じです。多くの親たちは、すぐイライラして、感情的な言い方で子どもを従わせようとします。その結果、子どもの中で親の存在は軽いものになり、だんだん言うことを聞かなくなります。

それで、親はますますひどい言い方で叱りつけるようになります。また、「○○しないと□□だぞ」とバツでおどしたりするようになります。その結果どうなるかというと、さらに一層親の存在が軽いものになってしまうのです。まさに悪循環です。

なぜこうになってしまうのでしょうか？その原因は、親たちが子どもという存在を侮っていることにあります。つまり、「相手はたかが子どもだ…」という意識が原因なのです。

その反対に、子どもを一人の人間としてリスペクトし、丁寧でおだやかな言い方をする人には、子どもも同じようなリスペクトを返してくれます。

相手をリスペクトすれば自分もリスペクトされ、相手を侮れば自分も侮られます。相手を侮っておいて、リスペクトが返ってくるということ

はないのです。相手から返ってくるものは、全て自分から出たものなのです。

上司という立場に甘えて部下にひどい言葉をぶつける人。親という立場に甘えて子どもにひどい言葉をぶつける人。そういう人にはなりたくないものですね。



おやのちから 親野 智可等 Profile

1958年生まれ。本名、杉山桂一。公立小学校で23年間教師を務めた。現場での経験と知識を子育てに役立ててもらいたいと、メールマガジン「親力で決まる子供の将来」を発行。「具体的ですぐできるアイデアが多い」と評判になる。『親力で決まる!』（宝島社）、『ダメ!』を言わなければ子どもは伸びる』（PHP研究所）など著書多数。全国各地の小・中学校、幼稚園・保育園のPTA、市町村の教育講演会でも大人気。

『子育て講座』

日 17日(水)午前10時～11時30分
場 これつと

対 0歳～24か月のお子さんと保護者

※25か月以上のお子さんは託児です。

内 エクササイズ『ベビードダンス』

定員 15組

参加費 1組200円

持 飲み物(母・子)、タオル、抱っこひも、上靴、動きやすい服装、オムツ、体温計、ボールペン、バスタオル

申 2月10日(水)午前中までに、こども未来課まで

『これつと健康相談』

日 26日(金)午前9時30分～11時30分

場 これつと総合体育館

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養・歯科相談

持 母子手帳、子育てサポートファイル『えんじん』、健康手帳

申 2月10日(水)午前中までに、こども未来課まで

29 ・ ・ 26 ・ 24 23 ・ ・ ・ 18 17 16



『ばれつと健康相談』

日 23日(火)午前9時30分～11時30分

場 ばれつと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養相談

持 母子手帳、子育てサポートファイル『えんじん』、健康手帳

申 2月1日(月)～16日(火)午前中までに、こども未来課まで

『すくよちのび広場』

日 24日(水)午前10時～11時30分

場 ばれつと

対 0歳～就学前児と保護者

内 おひなさま制作

持 オムツ、着替え、抱っこひも(必要の方)

申 2月1日(月)～16日(火)午前中までに、こども未来課まで

< バレンタイン編 >

世界では女性から男性にチョコを渡すのは珍しい?!

日本のバレンタインデーでは、女性から男性に手作りチョコを渡します。しかし、世界中の国々では、男性から女性にプレゼントなどを渡す方が多く、また、珍しい習慣もたくさんあります。

◆アメリカ

チョコレート、花、クマのぬいぐるみがプレゼントとして人気があります。また、バレンタインカードの交換も大人気で、小学生も交換します。

◆デンマーク

Snowdrop という押し花や gaekkebrev というきれいな切り紙に名前を書かずしてきな詩を書いてプレゼントするのが人気です(送り主の名前は文字の数の点で示します)。

◆ウェールズ

男性が手作りの木製スプーンをプレゼントするのが人気です。えの部分の模様により違う意

味があります。

例:蹄鉄は好運、車輪はサポート、鍵は男心

◆フィリピン

近年、ショッピングモールや公共施設で集団結婚式行うのが人気です。

◆イタリア

庭で音楽を聴いたり、詩を詠んだりします。近年、4か国語で書いてあるロマンチックな詩が載っている小さい紙を、ヘーゼルナッツチョコに入れて渡すのが人気のプレゼントです。結婚していない女性は早起きして、未来の旦那さんを探します(その日に初めて見た男性と1年以内に結婚するという噂があります)。

皆さん、今年のバレンタインデーは大切な人にとって特別なプレゼントを渡してみませんか?



リエーン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

2月の情報案内板



役場
国保診療所
総合福祉会館
これっと総合体育館
ふれあい交流館
東神楽町図書館
交流プラザつつじ館
大雪消防組合東消防署

83	83	83	83	83	83	83	83	83
0	2	4	3	5	2	2	2	2
1	0	6	7	4	6	4	4	1
1	8	4	4	2	0	2	3	1
9	2	6	1	3	6	3	1	1



お知らせ

除排雪への協力をお願いします

❖建設水道課建設グループ

除排雪作業につきまして、次のことについて、ご協力をお願いいたします。

- ①見通しが悪くなるので、交差点付近に雪を積まないでください。また、家庭の雪を道路に出すと路面の凸凹やわだちの原因となり、安全な路面整備の妨げとなります。雪は各家庭内で処理をしましょう。
- ②車の出入り用に車道と歩道の段差に鉄板や角材を置くと、除雪車が接触して跳ね飛ばしたり、機械が破損する原因になったりします。必ず取り除くようお願いいたします。
- ③朝の通勤・通学時までに除雪を完了するには、深夜や早朝の除雪が必要です。除雪車の

騒音などでご迷惑をかけますが、ご理解をお願いいたします。

- ④除排雪時には、作業車両に絶対近寄らないようにしてください。
- ⑤幅が狭い歩道については除雪が実施できない道路があります。歩行には十分ご注意ください。
- ⑥路上駐車をされていると、その道路の除雪はできませんので、絶対にやめましょう。
- ⑦春先の農作業等に影響を及ぼします。水路や田畑などに雪を捨てないでください。
- ⑧地吹雪などで周囲の視界確保が困難な場合は、危険回避のため作業を一時中断する場合があります。
- ⑨町の雪捨て場は、町道17号忠別川河川敷です。なお、こちらの雪捨て場については近年、町外の雪が多く持ち込まれている現状があり、町の排雪作業に支障が出ています。そのため雪捨て場の利用時間

を『午前8時～午後6時』とし、また、町外からの雪の持ち込みを禁止することとしました。

利用時間外については、閉鎖しているため雪の持ち込みはできませんので、ご注意ください。



雪による建築物の倒壊にご注意ください

❖建設水道課建設指導グループ

■雪による建築物の倒壊被害が報告されています

大雪時のみならず、積雪後の暖気により屋根雪が重くなり、倒壊するケースも見られますので、物置などの簡易な建築物や老朽化している建築物などには十分ご注意ください。

お願いいたします。

■雪下ろしについて

北海道内では、建築物が雪下ろしを行われないなど危険な状態で放置されることにより、建築物が倒壊に至るといった事故が発生しています。建築物の所有者、管理者の皆様におかれましては、早めの雪下ろしを行うなど、雪害防止に努めていただくようお願いいたします。

■安全な雪下しに努めましょう

屋根雪下ろしに伴う多くの死傷事故が発生しています。雪下ろしの際は安全に配慮しながら、できるだけ落下防止用の命綱などを着用し、一人では、雪下しを行わないようお願いいたします。



困ったときは、お気軽に 教育相談窓口

教育委員会では、家庭や学校、地域における子どもの教育上の相談窓口を開設しています。悩みごとがあるときは、お気軽にご相談ください。
※相談は電話またはメールで受付します。面談を希望される場合は、事前にご連絡ください。

相談員 教育アドバイザー 吉澤 廣治
相談日時 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）
電話相談 ☎83-5406
面談場所 教育推進課（役場2階）
メール kyoiku_ado@town.higashikagura.lg.jp



東神楽町図書館

2月の新刊案内

東神楽町図書館新刊

文系学部解体 (室井 尚)
ニュートリノってナンダ? (荒船 良孝)
夫イクメン化計画奮闘日記

(関根 尚)
魔女の封印 (大沢 在昌)
ズッコケ熟年三人組 (那須 正幹)
ダフネー (和田 ゆりえ)
よるのとしょかんはいぼうけん (村中 李衣)

ふれあい交流館新刊

激安食品が30年後の日本を減ぼす! (河岸 宏和)
透き通った風が吹いて(あさの あつこ)
へんしんマーケット(あきやま ただし)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館に多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

J A文庫新刊

リュバン チーズワールドの濃厚チーズケーキ (長谷川 哲夫)
有元葉子のご飯料理 (有元 葉子)

■東神楽町図書館からのお知らせ

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』の絵本よみきかせ会は2月27日(土)午前10時30分からふれあい交流館で行います。

■月末図書整理日のお知らせ

2月26日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は東神楽町図書館裏口のブックポスト、またはふれあい交流館をご利用ください。

本との出会い



『きゅっ きゅっ きゅっ』

林 明子/作
(福音館書店)

離乳食から一般の食事になるときに子どもは手づかみからスプーンやおはしを大人の真似してじょうずに使えるように一生懸命練習します。もちろん最初はお口にうまく運べなくてこぼすこともあるでしょう。そんな時は、この絵本のように優しく「きゅっ きゅっ きゅっ」と拭いてあげましょう。

届出が必要です。

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

農地を相続したときは届出が必要です。

除間伐 植えた苗木の成長に

下刈り 植栽した苗木は背の高

さが周辺の草より高くなるま

で、夏場の下草刈りが欠かせ

ません。

森林の管理は、主に次のと

おりです。

森林は40年から50年の年月を

かけて育てるため、適切な時期

に管理をすることが大変重要で

す。森林の管理は、主に次のと

おりです。

山の手入れは十分ですか?

森林所有者の方々へ

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課



産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

産振課

北海道小児救急電話相談の 相談時間が拡大されます

北海道では、看護師が電話相談に応じて、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、すぐに医療機関にかかる必要があるのか、家庭でどのような応急手当をすればよいかなどのアドバイスをを行う電話相談事業を実施しています。

お子さんが急な病気やけがで心配なときはご相談ください。

■相談対象

北海道内に在住または滞在している子どもの保護者など

■受付時間

毎日：午後7時～翌午前8時まで

■受付電話番号

011-232-1599 (いーこきゅうきゅう)

■短縮ダイヤル

#8000 (※IP電話、ひかり電話およびPHSからはつながりません)

■相談体制

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

■ご利用にあたっての注意

電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんので、あらかじめご了承ください。

こども緊急さばねつと事業 利用料を助成します

※こども未来課

東神楽町では、『こども緊急さばねつと事業』の利用料の一部助成を実施しています。『こども緊急さばねつと事業』とは、仕事と育児の両立支援を目的に、子どもの急な病気や残業など緊急時に子どもを預かるサービスです。利用料の助成は、事前に利用会員の登録が必要になります。会員登録の方法やサービスの依頼、助成申請の方法については、こども未来課（☎83-5423）までお問い合わせください。

■利用料助成の内容

事業種類	利用時間等	利用料	助成額	
			市町村民税非課税世帯・ひとり親等	左記以外の世帯等
病児・病後児預かり 一般預かり	1時間 (18時まで)	1,000円	800円	500円
	1時間 (18時以降)	1,200円	900円	600円
宿 泊	1回 (3歳以上)	10,000円	5,000円	2,500円
	1回 (3歳未満)	12,000円	6,000円	3,000円

■スタッフ会員募集について

子どもを預かってくださる方（スタッフ会員）を募集しています。育児や保育に理解と熱意のある健康な方であれば資格等は必要ありませんが、入会後に『上川中央こども緊急さばねつと』の研修を受けていただきます。お申し込みは、旭川NPOサポートセンター（神楽2条8丁目1-10 ニュースライフコーポビル116） ☎/FAX 74-5380 または、こども未来課（☎83-5423）まで。



問われています 飼い主のマナー

犬や猫を飼う人が年々増えるに伴い、不適切な飼い方による苦情が多く寄せられています。飼い主の方はその動物の本能や習性をよく理解し、次のことに注意して他人に迷惑をかけないようにしましょう。

■猫は室内で飼いましょ

猫の放し飼いによる苦情も多く寄せられています。猫を飼う場合は室内で飼育しましょう。

■フンの後始末や飼育場所を清潔にしましょう

散歩中にした犬のフンの後始末は飼い主の責任です。散歩さ



せるときはビニール袋を持って自宅へ持ち帰り、燃えるごみとして処分するなど適切な処理をしてください。

冬の間、住宅入口の犬のオシッコ跡は、住んでいる方にとっては不快な思いをさせます。できるだけ住宅入口でのオシッコはさせないようにしましょう。オシッコをしてしまった場合は、跡が残った雪を取るなどの配慮を心掛けてください。また、飼育場所は常に清潔に保ち、悪臭などが発生しないようにしましょう。

■捨て犬、捨て猫はやめましょ

犬や猫などのペットは、家族の一員として一生飼うことが大切です。やむを得ず、飼うことができなくなった場合は、新しい飼い主を捜すよう努めてください。また、公営住宅など動物を飼うことが禁じられている住宅での飼育はやめましょう。

■問い合わせ ぐらしの窓口課 衛生グループ（☎83-5402）まで

災害発生時などにおける 防災無線緊急放送について

大雪消防組合東消防署では、町内において災害などが発生する恐れ、または発生した場合、全消防団員を招集するために東消防署から防災無線を使って緊急放送を行います。また、火災発生時なども同様です。

住民の皆さんの安全と被害軽減のために大変重要な放送です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



母子父子寡婦福祉資金の 申請について

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

■貸付資金の種類 事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

■貸付対象・限度額・期間等 貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借入れを希望される方は、3月4日（金）までにご連絡ください。

■問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ（☎83-5430）まで

空家情報を 募集しています。

町に移住を希望する方に対し情報提供を行いますので、町民の皆さんから、移住を希望される方への空き家などの情報を募集します。『空き家』や『売家』など、さまざまな情報をお寄せください。なお移住・定住に関するお問い合わせは、まちづくり推進課（☎83-2113）まで



◆まちづくり推進課

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、国の外交交渉を積極的に後押しする立場から、さらに道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。

北方領土の日

◆健康ふくし課健康グループ

このたび、赤十字活動資金として、各町内会長を通じて町民の皆さんから113万5950円のご協力をいただくことができました。

毎年、このような活動を続けていくためにも安定した資金の確保が必要です。今後とも皆さんのご支援とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひします。



税務課

町では、ひがしかぐらの魅力を町内外にPRすることを目的に、下記のとおり『原動機付自転車』『小型特殊自動車』の新課税標識（ご当地ナンバープレート）を平成28年2月1日より、交付開始します。

■対象者

原動機付自転車（50cc以下、90cc以下、125cc以下、ミニカー）と小型特殊自動車（農耕用作業車を含む）をすでに所有、または新たに所有された方です。

■交付開始日

平成28年2月1日（月曜日）



50cc以下は白色・90cc以下は黄色・125cc以下は桃色
ミニカーは水色・小型特殊は緑色

■その他

- ・新規登録の場合は、従来の標識と新標識（ご当地ナンバープレート）が選択できます。

- ・標識の交換は1台につき1回限りとし、番号の指定は受け付けません。（標識の交換によって自賠責などの変更が必要となる場合があります）

- ・ 交付を希望する方は、販売証明書（新規登録の場合）または譲渡証明書、標識交換の場合は、現行標識と必要書類をご持参のうえ、税務課で申請してください。交付および交換時には、印鑑、免許証をご持参願います。

■問い合わせ

で 税務課 (☎ 83—2119) ま

タニタ食堂管理栄養士による講演会

■日 時 3月10日(木)
 午後7時～8時30分
■場 所 東神楽町総合福祉会館 2階大ホール
■講 師 (株)タニタヘルスリンク管理栄養士
■申し込み 3月4日(金)までに健康ふくし課
 健康グループ(☎83-5431)まで
■定 員 150名

ぜひ、ご参加ください。

※託児をご希望の方は講演会
参加と合わせて申し込みく
ださい。





国民年金

口座振替による前納は2月末までにお申し込みを

◆くらしの窓口課戸籍グループ
国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただくと、納付のたびに金融機関などに行く手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割り引きになることをご存じですか？

口座振替での前納には、6か月分（4月分から9月分、10月分から翌年3月分）、1年分（4月分から翌年3月分）、2年分（4月分から翌々年3月分）の3つの引落方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。

4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要です。

詳しくは、旭川年金事務所（☎27-1611）までお問い合わせください。



募集

募集します

町営育苗センター臨時職員

◆建設水道課管理グループ
町では、育苗センターに勤務する臨時職員を募集します。

■募集人数 若干名

■業務内容 花苗の育苗管理

■勤務時間 午前8時30分から午後5時まで

■勤務期間 4月1日（金）から10月31日（月）まで

■申し込み 履歴書に必要事項を記入の上、2月12日（金）までに建設水道課へお申し込みください。

■問い合わせ 建設水道課管理グループ（☎83-5413）まで



募集します

高齢者事業団会員

◆高齢者事業団事務局

高齢者事業団では、経験や能力を生かして、健康で仕事に生きがいを求めている、おおむね60歳以上の町内在住の方を対象に平成28年度の新会員を募集します。

作業内容

- ・公園などの草刈り、清掃
- ・公共花だんの植栽、除草
- ・各公共施設の管理、清掃
- ・環境整備のほか一般作業など

■申し込み 入会を希望される方は、2月12日（金）までに東神楽義経公園内の高齢者事業団事務局（☎83-5425）までご連絡ください。



自衛官等を募集します

◆総務課

平成27年度自衛官候補生を募集します。

【自衛官候補生】

■資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男子（採用予定月の1日現在）

■受付期間 年間を通じて行っています。

■試験日 平成28年2月21日（日）・22日（月）

試験は自衛隊旭川地方協力本部（旭川市春光町）で行います。

■問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区グループ（☎54-5617）まで



広報『東神楽』では 有料広告を募集しています

町では、広報『東神楽』に事務所や事業所、団体などの有料広告を掲載します。掲載を希望される方はまちづくり推進課（☎83-2113）までお問い合わせください。

【広告掲載料・掲載スペース】

下1段2分の1相当（4.9cm×9.0cm）	4,500円
下1段（4.9cm×18.2cm）	9,000円

お詫びと訂正

平成27年12月24日（木）発行の広報1月号6ページ『特定健診受診のすすめ』のなかで表1・2の数値に誤りがありました。正しくは次の通りです。お詫びして訂正します。

表2）特定保健指導目標達成状況（第2期特定健康診査等実施計画）

	H25	H26	H27	H28	H29
目標値	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
保健指導率	55.5%	64.6%			

無料
東神楽町も対象区域です！

バスの遅延状況がわかる！

バスキタ！
BUS KITA

旭川電気軌道・道北バスの
路線バスをリアルタイムで確認！

バスがもっと便利になる機能がいっぱい！

本サービスは旭川市バスロケーションシステム導入調査事業の実証実験として（株）メディア・マジックが提供するものです。

QRコードで簡単検索！

東神楽町 社会福祉協議会 からお知らせ

☎ 83-5424



赤い羽根共同募金・歳末たすけあい義援金
ご協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金

昨年10月1日から展開した「赤い羽根共同募金」には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、あゆみの会、小中学校児童生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 173 万 7857 円
戸別募金（行政区）	108 万 1600 円
企業募金	29 万 7600 円
学校募金	1 万 5512 円
街頭募金	5 万 2323 円
職域・個人ほか	29 万 822 円

（平成28年1月6日現在）

歳末たすけあい義援金

昨年12月1日から実施した「歳末たすけあい運動」では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、12月25日に審査委員会により助成方法を協議し、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、直接届けられました。なお、助成内訳については、事業終了後にお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 116 万 1900 円
戸別募金（行政区）	110 万 1900 円
団体募金	6 万円

（平成27年12月31日現在）

町長コラム

花のまち随想



東神楽町長 山本 進

を」とお話しさせてい
ただきました。今年
はさらに住民の皆さん
や関係機関とともに
『チーム』で頑張ろう
と思っております。
地方創生の一環で行
う事業である『東神楽
統一ブランドデザイン
』を、現在、農協、
商工会、観光協会の皆

平 1 成
6 28
年（年）
20
が 始
まりまし
た。
今年、あ
まり寒く
もなく、
雪も少な
く、穏や
かな中で
新年が明
け、1月
8日に恒
例の新年
交礼会を
開催しま
した。昨
年の東神
楽では「
チーム
づくり

さん、と役場職員も入っ
て検討しております。ワ
キンググループ（作業
部会）では、それぞれ
の団体から選ばれた
若手のメンバーに熱い
議論をしてもらってい
ます。
東神楽の恵まれた地
域資源をいかし、さら
に町内外へ発信してい
くため、このプロジェ
クトを推進していこう
と思っております。完成
は、平成28年度中です。
また、今年、国営緊急
農地再編整備事業の
地区調査4年目とな
り、事業採択を目指し
ていくことや、町制施
行50周年や旭川空港開
港50周年など、東神楽
町にとっても大きな節
目の年になると思っ
ておりますので、よろし
くお願いします。





休館日案内 つ 交流プラザつつじ館 図 東神楽町図書館

2月

1日(月)	■ご当地ナンバープレート交付開始(P21)	図	中・上
2日(火)			ひ・下
3日(水)	■期日前投票・不在者投票期間(～2/6)(P3) ■わくわく教室(P16)		全町
4日(木)			
5日(金)	■子育て教育相談(P16)		ひ・中
6日(土)			ひ・下
7日(日)	■東神楽町長選挙(P2) ■北方領土の日(P21)	つ	
8日(月)		図	中・上
9日(火)			ひ・下
10日(水)			全町
11日(木)	【建国記念の日】	つ	
12日(金)			ひ・中
13日(土)	■ウィンターフェスティバル雪あかり2016(P6)		中・上
14日(日)		つ	
15日(月)		図	中・上
16日(火)	■確定申告受付開始(～3/15)(P6) ■子宮・乳がん・骨検診(P16)		ひ・下
17日(水)	■乳幼児健診(P16) ■子育て講座(P17)		全町
18日(木)	■にこにこサロン★志比内(P16) ■心配ごと相談(P19)		
19日(金)	■ストレスと心の健康(P21)		ひ・中
20日(土)			ひ・下
21日(日)		つ	
22日(月)	■心身障がい者の巡回相談(～2/25)(広報1月号:P14)	図	中・上
23日(火)	■ぱれっと健康相談(P17)		ひ・下
24日(水)	■すくよちのび広場(P17)		全町
25日(木)			
26日(金)	■これっと健康相談(P17)	図	ひ・中
27日(土)	■絵本よみかかせ会(P19)		中・上
28日(日)		つ	
29日(月)	■子宮・乳がん・骨検診(P16)	図	中・上

■カレンダーの中で色分けされているのは、ごみ収集に関するものです。

- ：燃やせるごみの収集日
- ：燃やせないごみの収集日
- ：資源ごみの収集日
- ：第5土曜日の資源ごみの収集日

ひ：ひじり野全区
上：中央・忠栄・稲荷・八千代・志比内全区
中：中央市街地全町内会
下：東聖全区
5：第5土曜日資源ごみ収集実施行政区

人 のうごき

平成27年12月末現在
()内は前月比 []内は前年同月比

人口	10,385 (+21) [+148]
男	4,916 (+11) [+66]
女	5,469 (+10) [+82]
世帯数	4,237 (+8) [+116]

住民基本台帳より
※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました

はな・ひと・わ

今年の2月は4年に1度の『うるう年』ですね。4年ぶりに誕生日を迎える皆さん、おめでとうございます。さて、そんなうるう年の由来をご存じでしょうか。漢字でいうのは『閏』と書きます。この字は、王様が門の中に閉じこもっていることを表している漢字だそうで、通常の暦からはみ出した閏日には王様が閉じこもって、執務をしなかったことに由来するそうです。うらやましく思いながら、王様には縁のない(き)は29日もしっかり働きます。(き)



ご意見・ご感想をお寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/平成28年1月28日発行
発行者/東神楽町
編集者/まちづくり推進課
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています